医 政 発 1124 第 5 号 薬 生 発 1124 第 10 号 令 和 2 年 11 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長(公印省略)

厚生労働省医薬・生活衛生局長 ( 公 印 省 略 )

医師法施行規則等の一部を改正する省令について(通知)

医師法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第 187 号) については、別添1、2のとおり令和2年 11 月 24 日に公布され、同日施行されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村(特別区を含む。)、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 医師法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 47 号) に規定する第 2 号書式 (医師届出票) の一部改正

近年増加している地域枠医師(※)等の実態やキャリア等について把握し、 今後の医師確保対策の検討等に活用するため、医師法施行規則第2号書式を 改正し、「地域枠等」の欄を新たに設けたこと。

※ 卒業後に一定の期間にわたり、当該都道府県の区域に所在する医療提供 施設において診療に従事することを約して大学を卒業した医師 その他所要の改正を行ったこと。 第二 歯科医師法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 48 号)に規定する第 2 号書式(歯科医師届出票)の一部改正

今後の歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、歯科医師法施行規則第2号書式を改正し、「歯科医師免許取得の際に歯学課程を修めた大学名等」及び「出身地」の欄を新たに設けるとともに、歯科医師に対する情報配信や調査等をメールにより実施することを可能とするため、「メールアドレス」の欄を新たに設けたこと。

その他所要の改正を行ったこと。

第三 薬剤師法施行規則(昭和 36 年厚生省令第 5 号)に規定する様式第 6 (薬剤師届出票)の一部改正

今後の薬剤師確保対策の検討等に活用するため、薬剤師法施行規則様式第6を改正し、「薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等」及び「出身地」の欄を新たに設けるとともに、薬剤師に対する情報配信及び調査等をメールにより実施することを可能とするため、「メールアドレス」の欄を新たに設けたこと。

その他所要の改正を行ったこと。

以上